

計画作成年度	令和8年度
計画主体	益田市

# 益田市鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名 産業経済部 農林水産課  
所在地 島根県益田市常盤町1番1号  
電話番号 0856-31-0313  
FAX番号 0856-24-0452  
メールアドレス noshin@city.masuda.lg.jp

本計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に加え、住民の生命・身体及び財産に係る被害の未然防止を含め、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために策定する。

計画期間は3か年（令和8～10年度）とし、現状値は令和6年度、目標値は令和10年度として設定する。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、アナグマ、タヌキ、イタチ、テン、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、カラス類、キジバト、カワウ、サギ類
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	島根県益田市全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害について

### (1) 被害の現状（令和6年度）

被害状況を適切に把握するため、以下の複数の情報源を活用し、客観的なデータ収集に努めた。

- ・ 農業共済データの活用  
共済金支払情報を参照し、被害金額を客観的に評価する。
- ・ 有害鳥獣地区捕獲班及び実施隊との情報連携  
捕獲個体数、出没地点、行動範囲等について、定期的に情報を収集・共有する。
- ・ センサーカメラ等による加害種特定（ICT活用）  
中型獣・外来種の特定に活用し、重点区域の設定に役立てる。
- ・ 地域アンケート等による住民調査の実施  
地域実情に合った家庭菜園・生活環境被害など、統計に出にくい被害の把握を補完する。

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	5,321.5千円 3.74ha
	飼料作物	—
	野菜	—
ニホンザル	水稻	—
ニホンジカ	造林木 野菜	—
特定外来生物	果樹 野菜 水稻	124千円 0.09ha
中型動物	果樹 野菜	—
カラス類	果樹	3,713千円 0.002ha
キジバト	畜産 家庭生ゴミ	—
カワウ	アユ、ヤマメ、その他漁	—
サギ類	業権魚種	—
合計		9,158.5千円 3.832ha

## (2) 被害の傾向

### [イノシシ]

市内全域に出没し、水稻、野菜類の播種期～収穫期を中心に被害が発生（作物被害の7割を占める）しているが、近年は春先からの出没報告が増加している。また、畑や畦畔、法面などの地面を掘り返す被害がある。また、その他、家庭菜園においても被害が発生している。

被害金額については増加傾向にあり、近年の市街地への出没や目撃報告の増加にも繋がっており生活圏への接近が懸念される。

豚熱の影響で一時的に捕獲数が減少したものの、令和6年度は過去最高水準の捕獲となっている。

### ○課題

- ・ 生息域の拡大により、従来被害が少なかった地域や対策が進んでいない地域で新規被害が発生。
- ・ 侵入防止柵（電気柵等）で草繁茂・通電不足・破損放置など管理不良がみられ、突破要因となっている。
- ・ 捕獲従事者の高齢化等により、捕獲・見回り・処分の負担が増大。

### ○対策方針

#### [捕獲]

有害鳥獣地区捕獲班による数の調整捕獲及び有害捕獲を実施し、併せて、実施隊による有害捕獲を実施し、狩猟期間外にも捕獲の空白期間をつくらない運用とする。

#### [防護柵]

市独自及び国の補助金制度を活用したワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵による防除についても継続しつつ、電圧測定、破損部修繕、草刈り等の維持管理を徹底する。管理不良が継続する箇所は、侵入箇所周辺での捕獲強化を行う。

#### [ICT]

センサーカメラ・自動通報等により加害種確認、侵入箇所の把握、見回り負担軽減を図る。

### [ニホンザル]

主に、高津・豊田・高城・中西・二条・小野地区及び匹見川沿い（匹見町紙祖から長沢町）に複数の群れが生息しており、年間を通じて果樹・野菜や家庭菜園に被害が発生しているが、被害額の把握には至っていない。

また、市街地近隣にも、群れやはなれザルが出没し、人的被害の発生も懸念される。近年の県調査では益田市内に10群が確認され、加害レベルの高い群が存在する。

#### ○課題

- ・群れごとの行動域・季節移動の把握が不十分で、追払い・捕獲が後手となる。
- ・被害額が把握しきれていない（家庭菜園等の把握の弱さ）。
- ・追払い担い手の不足、地域内で対応力に差がある。

#### ○対策方針

##### 〔群れ管理〕

加害レベルに基づく、全頭捕獲又は部分捕獲、追払いを実施する。  
高加害群について、1年目に群れ内メスへGPS首輪を装着、2年目に季節ごとの行動域を把握し捕獲檻の適地を検討、3年目に大型捕獲檻を活用し実施する。

##### 〔地域自己防除〕

GPS等で得た出没情報を地域へフィードバックし、地区単位の追払い体制（役割分担・連絡網）を整備する。

##### 〔防護柵〕

ネット・上部処理等、猿に有効な柵仕様の普及と設置講習を行う。

##### 〔ICT〕

センサーカメラ・自動通報等により見回り負担軽減を図る。

##### 〔ニホンジカ〕

主たる生息域としては、捕獲及び目撃情報等から、西中国山地及び山口県境近縁の地域となっている。農作物及び新植苗等への被害は軽微なものにとどまっているものの、捕獲・目撃件数の増加から市内への侵入は進行していると推測される。

平成28年度以降、狩猟・有害捕獲による捕獲が確認されるようになったことから、今後は生息域の拡大に伴う農作物及び新植苗への被害や人的被害の発生も懸念される。

また、浜田市を含む周辺市町との境界部において連続的な生息が確認されており、単独市町での対応には限界がある獣種である。

#### ○課題

- ・ニホンジカは生息拡大初期に適切な捕獲・監視を行わない場合、短期間で定着・増加する特性を有するが、市内では侵入初期段階における重点監視区域の設定や計画的捕獲体制が十分に整備されていない。
- ・目撃情報や錯誤捕獲を通じた断片的な情報把握にとどまり、生息密度、移動経路、季節移動等の体系的な把握が不十分である。このため、効果的な捕獲地点や時期の設定が困難となっている。
- ・市内ではニホンジカを主対象とした捕獲経験や技術が十分に蓄積されておらず、くくり罠等の適切な設置技術や安全管理に関する研修体制が不足している。

- ・農作物被害等が大きく顕在化していないことから、地域住民や捕獲従事者の危機意識が十分に共有されておらず、早期対応に向けた合意形成が進みにくい。
- ・浜田市との市境付近を中心に生息域が連続しており、単独市町での捕獲や監視では効果が限定的となる恐れがある。広域的な情報共有と連携した対応体制の構築が不可欠である。

## ○対策方針

### 〔重点監視区域の設定と早期対応〕

浜田市との市境部及び侵入が確認されている山間部を中心に「ニホンジカ重点監視区域」を設定し、目撃情報、捕獲情報、痕跡（食痕・足跡等）を集中的に収集する。被害が顕在化する前段階から捕獲、追払いを実施し、定着防止を図る。

### 〔生息状況の可視化〕

センサーカメラ等を活用して生息状況を把握するとともに、捕獲・目撃情報をGIS上で整理・可視化し、季節ごとの移動傾向や重点捕獲エリアの設定に活用する。

### 〔捕獲体制、技術の整備〕

ニホンジカを対象としたくくり罠の設置技術、安全管理に関する研修を実施し、捕獲従事者の技術向上を図る。錯誤捕獲の防止及び成獣捕獲を意識した捕獲手法の導入を進める。

### 〔地域住民への周知と意識啓発〕

被害が本格化する前段階から、集落説明会等を通じてニホンジカの生息拡大状況や将来的な被害リスクを周知し、早期対応の重要性について理解を促す。

### 〔広域連携による取組み〕

市境周辺における目撃・捕獲情報の共有、重点区域の設定、捕獲時期の調整等を行う。必要に応じて合同での捕獲活動や調査を実施し、広域的な個体群管理を推進する。

### 〔ツキノワグマ〕

山間部を中心に、西中国地域ツキノワグマ個体群の生息が確認されており、島根県による「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」によると、生息域面積：8,200km<sup>2</sup>、推定生息個体数：中央値1,307頭とされている。生息個体数は横ばいであるが、その生息域が西中国山地から周辺部に広がっている可能性がある。

民家周辺の蜜蝋及び柿、栗などの果樹を中心に、夏季から秋季にかけて被害が発生しているが、被害額の把握には至っていない。近年、山間部のみならず、住宅地の周辺においての目撃、捕獲の実績もある。

当市だけでなく、近隣市町においても人身事故の事例があり、地域住民の精神的被害も懸念され、その対応に苦慮しているところである。特に、出没個体

が人に対して警戒心を示さない事例が確認されており、緊急性の高い対応が求められる状況にある。

#### ○課題

・人身被害発生リスクの高まり：住宅地近接地での出没や人馴れ個体の確認により、追払いのみでは対応が困難な事案が増加している。人身事故を未然に防止するため、状況に応じた迅速かつ適切な対応判断が必要となっている。

・初動対応・判断基準の明確化：出没時における注意喚起、追払い、捕獲、緊急銃猟への移行判断について、行政・実施隊・警察・県の役割分担や判断基準を、計画上で明確にしておく必要がある。

・緊急銃猟を含む対応体制の整理不足：追払いでは安全確保が困難な事案において、緊急銃猟を選択肢として位置付ける必要があるが、実施判断や実施体制を計画に明示していない。

・誘因物（えさ資源）対策の徹底不足：放任果樹や収穫残渣が住宅地周辺に残存している事例があり、出没の要因となっている。

#### ○対策方針

##### 〔県管理計画に基づく基本対応〕

島根県が策定する第二種特定鳥獣管理計画及び管理指針に基づき、ゾーニング管理の考え方を共有し、山間部・集落周辺・市街地に応じた段階的対応を行う。

##### 〔出没時の段階的対応〕

ツキノワグマの出没時における対応については、別途作成する「危険有害鳥獣等出没対応マニュアル」等に基づき、状況に応じた段階的対応を行うものとする。具体的な判断基準や対応手順はマニュアルにより運用する。

##### 〔緊急銃猟の位置づけ〕

緊急銃猟は、住民の生命・身体安全確保を最優先とする観点から、追払い等による対応が困難な場合に限り実施する最終的な措置として位置付ける。

実施に当たっては、市を主体とし、警察、県、猟友会等と連携し、周辺の安全確保を徹底した上で実施する。

具体的な実施手順等については、別途定める対応マニュアルにより運用する。

##### 〔複合的な対策〕

ツキノワグマ対策については、捕獲や追払いのみならず、複数の対策を組み合わせた複合的対策を推進する。

##### 【電気柵等の防護対策】

集落周辺や果樹園、養蜂施設等において、クマの侵入を防止するため、電気柵等の設置を支援するとともに、適切な設置方法及び維持管理の指導を行う。

##### 【誘因物対策（えさ資源対策）】

放任果樹（柿・栗等）の管理・撤去、生ゴミや蜂蜜洞等の適切な管理を徹底し、クマを寄せ付けない環境づくりを進める。

【出没抑制対策】

出没が多い区域については、巡回や追払いを継続的に実施し、人の生活圏への定着防止を図る。

[アナグマ・タヌキ・イタチ・テン]

市内全域で生息が確認されており、その被害も野菜・果樹を中心とする農作物被害から、住居侵入、餌の捕食目的による住宅の壁際などの掘り起こし被害が年間を通じて発生している。これらを原因とする目撃情報や対策依頼は増加傾向にある。

○対策方針

〔捕獲体制の強化〕

有害鳥獣地区捕獲班による有害捕獲を実施し、また、実施隊による有害捕獲を併せて実施する。

〔防除体制〕

中型哺乳類にも対応した柵・ネット等の導入検討

[アライグマ]

平成17年の初捕獲以来、市西部地域において生息が確認されていたが、近年は、市東部地域でも生息が確認されるようになり、その生息域は拡大傾向にある。捕獲数についても年ごとに増減はあるが、総じて増加傾向にある。

高津川水系を中心に爆発的に生息域を拡大しつつあり、隣接する津和野町、浜田市への拡大も確認されている。

果樹園や畑、畜舎において、繁殖及び活動活発期（春～秋）を中心に被害が発生しており、住居や神社の屋根裏等への侵入、糞尿被害も確認されている。捕獲数は総じて増加傾向。

○課題

- ・繁殖力が高く、捕獲の従事者確保（防除従事者）が追いつきにくい。
- ・住居侵入等の生活被害は発見が遅れやすく、再侵入防止が必要。

○対策方針

〔地域主体の防除従事者育成〕

狩猟免許がない住民向けの「特定外来生物防除講習会」を継続・拡充し、地域住民による捕獲体制を拡大する。

〔捕獲期間〕

有害鳥獣地区捕獲班による有害捕獲を通年で実施し、実施隊による有害捕獲を併せて実施する。

〔捕獲＋侵入防止のセット〕

住居侵入事案は、捕獲だけでなく侵入口対策・環境整備の指導までを一体で行う。

〔早期把握〕

加害箇所、繁殖箇所の把握にカメラ等を活用し、重点配置して捕獲効率を上げる。

〔ヌートリア〕

市内を流れる益田川、高津川水系を中心に生息が確認されており、水稻の出穂期及び冬期の葉物野菜類を中心に被害が発生している。

匹見地域においても捕獲されたことから、生息域は確実に広がっており、他市の状況から推察すると、今後さらなる生息域の拡大や生息数の増加が懸念され、水稻への被害増加も予測される。

○課題

- ・水辺中心で被害・生息が見えにくく、初期対応が遅れやすい。
- ・繁殖力が高く、地域の自衛捕獲体制がないと追いつきにくい。

○対策方針

〔地域主体の防除従事者育成〕

狩猟免許がない住民向けの「特定外来生物防除講習会」を継続・拡充し、地域住民による捕獲体制を拡大する。

〔捕獲期間〕

有害鳥獣地区捕獲班による有害捕獲を通年で実施し、実施隊による有害捕獲を併せて実施する。

〔捕獲＋侵入防止のセット〕

捕獲だけでなく侵入口対策・環境整備の指導までを一体で行う。

〔早期把握〕

加害箇所、繁殖箇所の把握にカメラ等を活用し、重点配置して捕獲効率を上げる。

〔カラス類・キジバト〕

畜産の餌を横取りする被害や、生ゴミをあさる被害（公衆衛生被害）が主であるが、野菜類への被害も年間を通じて報告されている。市内全域に生息するが、大規模な畜舎周辺に多く生息していると思われる。被害額の算定については困難であり、生息羽数については横ばい程度と考えられる。

○対策方針

現行、有効な対策がなく、有害鳥獣地区捕獲班の猟銃所持者による有害捕獲が小規模ながら実施されている。今後、煙火による追払い及び黒色テグスによる防除等や大型捕獲檻による捕獲等の新たな対策手段を検討する。

[カワウ・サギ類]

高津川におけるアユの被害が主体であり、特に繁殖期（10月から11月上旬）の捕食被害が甚大である。また、被害は河口付近のみならず匹見川など上流にも及んでおり、高津川漁業協同組合では、年間被害額を7千万円程度と試算している。

○対策方針

現在のカワウ・サギ類対策としては、高津川漁業協同組合により、鳥獣被害防止総合対策交付金などを活用したカワウ追払い事業が実施されている所である。捕獲については、有害鳥獣地区捕獲班の猟銃所持者による有害捕獲が小規模に実施されているにとどまっており、今後、有効な対策技術などについて情報収集を実施する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	イノシシ 5,321.5千円	イノシシ 4,257千円
	特定外来種 124千円 （アライグマ・ヌートリア）	特定外来種 99千円 （アライグマ・ヌートリア）
	カラス類 3,713千円	カラス類 2,970千円
	合計 9,158.5千円	合計 7,326千円
被害面積	イノシシ 3.74ha	イノシシ 2.992ha
	特定外来種 0.09ha （アライグマ・ヌートリア）	特定外来種 0.072ha （アライグマ・ヌートリア）
	カラス類 0.002ha	カラス類 0.0016ha
	合計 3.832ha	合計 3.0656ha

※被害金額20%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○捕獲体制の整備 有害鳥獣捕獲を効率的に実施するため、捕獲業務の委託や捕獲奨励金の交付を行い、地域捕獲班の育成及び捕獲体制の維持・強化に努めてきた。猟友会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた捕獲	高齢化や銃刀法の改正に伴い担い手が減少しており、捕獲班員への負担が増大しているため、新規狩猟免許取得者の育成、猟銃取得者の増加及び技能の継承が必要である。

	活動を継続的に実施している。	
	<p>○捕獲機材の導入</p> <p>捕獲圧の向上を目的として、箱わな、くくりわな等の捕獲機材の導入に対する補助を実施し、捕獲体制の充実を図っている。</p> <p>これにより、被害の発生状況に応じた機動的な捕獲が可能となるよう環境整備を進めている。</p>	補助事業の継続的な実施と、捕獲圧の維持向上が必要となる。
	<p>○処理方法</p> <p>解体後、土中埋設することが主体である。</p>	捕獲頭数の増加や捕獲鳥獣種類の変遷に伴い、処理方法や処理後の処置についてのコルゲート管の設置や焼却炉の設置等検討が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	<p>○防除体制の整備</p> <p>侵入防止柵（電気柵・防護柵など）の設置について、資材費の補助及び管理徹底についても可能な限り指導を行っている。</p>	<p>侵入防止柵において、草の繁茂や通電が不十分な電気柵等、不適切な管理状況が見受けられることから、適切かつ安全な設置法のさらなる普及が必要である。</p> <p>また、高齢化により侵入防止柵設置に係る労務が担えなくなりつつある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>○えさ資源対策</p> <p>農地や集落周辺における鳥獣の誘因となる要因を低減するため、放任果樹、収穫残渣、生ゴミ等の適切な管理・処理について、地域住民への啓発を行っている。</p>	放任果樹や耕作放棄地等が点在しており、鳥獣を誘引する要因を完全に除去することが困難な状況にある。
	<p>○鳥獣が寄り付きにくい環境づくり</p> <p>耕作放棄地の管理や集落周辺の見通し確保等を通じ、鳥獣が定着しにくい環境づくりを推進している。</p> <p>○生息状況の調査・把握</p>	高齢化の進行により、草刈りや環境整備に係る労務の確保が難しくなっている。

	<p>鳥獣被害対策を効果的に推進するため、鳥獣の生息状況や行動範囲の把握に努めている。</p> <p>特に、山間部や広域にわたる区域においては、ドローンを活用した上空からの生息状況調査や環境確認を行い、出没傾向や生息環境の把握に活用することを検討している。</p> <p>ドローン調査により得られた情報は、センサーカメラや捕獲・目撃情報等と組み合わせ整理し、重点監視区域の設定や捕獲・防除対策の検討に活用する。</p>	<p>山間部や人の立ち入りが困難な区域については、生息状況の把握が十分でなく、対策の優先順位付けが難しい。</p> <p>ドローン等の新技術については、有効性が期待される一方、運用体制の整備や人材の確保、継続的な活用方法の検討が必要である。</p>
	<p>○関係機関との連携</p> <p>猟友会、地域住民、関係行政機関と連携し、被害状況や出没情報の共有を行うことで、捕獲・防除・環境管理を一体的に進めている。</p>	<p>同じ取組でも地域や住民の協力度、行政の対応力に差が見られることが課題となっている。特に、集落単位での協力体制が不十分な地域では、情報共有や迅速な対応が遅れることがあり、効果的な対策を取るためには、一層の体制づくりが必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

本市における鳥獣被害対策については、捕獲、防除、生息環境管理等の各対策を個別に行うのではなく、地域が一体となって複合的かつ継続的に取り組むことにより、地域における持続可能な獣害対策体系の確立を目指す。

〔地域主体による複合的対策の推進〕

地域住民、農業者、捕獲班、関係機関が連携し、侵入防止柵の効果的な設置及び適切な維持管理、放任果樹や収穫残渣等の誘因物除去、緩衝帯の整備

等を組み合わせた複合的な被害防止対策を推進する。  
特に、捕獲対策と防除対策が連動するよう、被害発生状況に応じた重点的な取組を行う。

#### 〔追払い技術の普及及び出没抑制〕

煙火等を活用した追払い技術について、講習や実地指導を通じて普及を図り、地域における対応力の向上を図る。

追払いは一過性の対応にとどめず、巡回や環境整備と併せて実施することで、野生鳥獣の生活圏への定着防止につなげる。

#### 〔侵入防止柵設置と維持管理〕

侵入防止柵を設置しても、草の繁茂や通電不足等により、柵の効果が十分に発揮されない場合がある。

そのため、定期的な維持管理と補強が不可欠であり、設置後は草刈りや通電確認等を行い、効果を持続させる。

また、設置場所の見直しや新技術（電気柵等）の導入も検討し、常に最適な管理方法を追求する。

#### 〔被害状況に応じた捕獲体制の運用〕

被害発生箇所においては、有害鳥獣地区捕獲班による有害捕獲を基本とし、被害の規模や場所、緊急性等に応じて、鳥獣被害対策実施隊による捕獲を併せて実施する。

市街地や人の生活圏において安全確保が特に必要な事案については、関係機関と連携し、適切な体制の下で対応する。

#### 〔生息環境管理及び誘因物対策の徹底〕

野生動物の餌となる生ゴミ、農作物の収穫残渣、放置果樹等について、適正な管理及び除去に関する指導・啓発を継続的に行い、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。

あわせて、耕作放棄地の管理や集落周辺の見通し確保等を進め、生息環境の改善を図る。

#### 〔ICT・新技術の活用による効率化〕

センサーカメラ、遠隔通報装置、GPS発信機等のICT機器を活用し、被害状況や生息状況の把握、捕獲の効率化及び捕獲従事者の負担軽減を図る。また、山間部や広域的な区域においては、ドローンを活用した生息状況調査等を検討し、重点対策区域の設定や対策の優先順位付けに活用する。

#### 〔担い手の確保・育成〕

捕獲体制の持続性を確保するため、狩猟免許及び銃砲所持許可取得の推進を図るとともに、新規捕獲従事者に対する研修や講習を実施し、捕獲技術及び安全管理の向上を図る。

あわせて、ベテラン捕獲者による技能継承や、ICT活用による負担軽減を進め、捕獲従事者が継続的に活動できる環境づくりを行う。

#### 〔関係機関との連携強化〕

県、警察、猟友会、周辺市町等の関係機関と連携し、被害情報や対応事例の共有を行うことで、広域的かつ効果的な鳥獣被害対策を推進する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害捕獲及び数の調整捕獲の実施を目的として、島根県猟友会益田支部及び美都狩猟倶楽部所属の猟師らを構成員とする、有害鳥獣地区捕獲班を編成する。

令和7年度時点で、地区捕獲班17班、構成人数173名となっている。

市街地や民家付近に出没する野生動物の対策として、速やかに対応するべく、平成27年度に益田市鳥獣被害対策実施隊を設置した。現在、この実施隊は行政職員でのみ構成されているが、今後必要に応じ、民間隊員（有識者など）の配備を行う。

なお、実施隊は、特定外来生物の捕獲、住居侵入被害対策、農作物被害に対する防除方法の指導及び防護柵の設置指導や被害状況の現地確認などを中心に実施することにより、従来の有害鳥獣地区捕獲班との棲み分けを行い、両者で連携した捕獲体制を構築する。

近年、市内での目撃・捕獲が増加傾向にあるニホンジカについては、十分な捕獲体制が確立されていないところではあるが、これらに対しては実施隊と地区捕獲班とが連携し重点監視区域の設定や捕獲技術研修の実施等を通じて、侵入初期段階からの捕獲体制の構築を図る。

また、必要に応じて浜田市等の周辺市町と連携し、広域的な捕獲体制の検討を行う。

特定外来生物（アライグマ及びヌートリア）については、農作物被害防止のため、「特定外来生物防除講習会」を年数回程度開催し、講習会を受講した地域住民を防除従事者とすることにより、特定外来生物の捕獲による防除体制の推進を図る。

あわせて、捕獲従事者の高齢化を踏まえ、新規狩猟免許取得者の育成や技能継承、ICTの活用による負担軽減等に取り組み、持続可能な捕獲体制の確立を目指す。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8年度 ～ R10年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ 中型動物 ハクビシン アライグマ ヌートリア カラス類 キジバト カワウ サギ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出用の中型動物用箱わな等の整備</li> <li>・捕獲班における捕獲機材整備助成</li> <li>・狩猟免許取得促進のために事前講習会の開催</li> <li>・猟銃所持許可取得促進のための費用助成</li> <li>・鳥獣被害対策実施隊と、有害鳥獣地区捕獲班での棲み分けによる対策を行う。</li> <li>・実施隊により、遠隔捕獲通知システムなどのICT技術の導入・運用を実施し、地区捕獲班への普及を図る。</li> <li>・特定外来生物の農業従事者による自衛捕獲体制の整備を推進する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験豊富な狩猟者と連携し、新規狩猟者への技術継承と既存狩猟者の技術向上を図る。</li> </ul>
--	--	---

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>(イノシシ)</p> <p>生息頭数については増加傾向にある。また、捕獲頭数については、山中における堅果類、タケノコ、果実類の豊凶に大きく左右される傾向にある。捕獲頭数としては、過去3年間のイノシシの平均捕獲頭数である905頭を捕獲目標として設定する。 (※豚熱感染拡大の影響により、捕獲頭数の減少が想定される。)</p> <p>(ニホンザル)</p> <p>近年、大型捕獲檻の試験的運用、追跡用発信機による出没ルート of 把握が可能となったことから、捕獲活動が活発となってきている。近年の捕獲実績から12頭を捕獲目標として設定する。従来の集落が一体となって行う防護柵設置や追い払い等も引き続き実施する。</p> <p>(ニホンジカ)</p> <p>隣接県からの侵入初期段階であり、定着前の早期の対策を要する。推測される生息密度及び近年の捕獲実績から7頭を捕獲目標として設定する。</p> <p>(ツキノワグマ)</p> <p>「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」に基づき対応する為、市としての捕獲頭数は設定しない</p> <p>(中型動物)</p> <p>防護柵設置等を主な対策とするが、近年は農作物被害に加え、住宅侵入及び庭園等を掘り返す被害が増加している。過去3年間の平均捕獲実績から408頭を捕獲目標として設定する。</p> <p>(アライグマ及びヌートリア)</p> <p>市内からの完全撲滅を目指し、全頭捕獲を目標とする。</p> <p>(鳥類)</p> <p>威嚇や追い払いによる対策が中心となり、その補完的な対策として捕獲を実施する為、目標数字の設定は行わない。</p>

(4) 対象鳥獣の捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	905	905	905
ニホンザル	12	52	42
ニホンジカ	7	7	7
中型動物	408	408	408

～ 参考 ～ 鳥獣の捕獲頭数（過去3年）

対象鳥獣	捕獲頭数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	866	458	1393
ニホンザル	13	9	16
ニホンジカ	4	6	11
中型動物	440	253	532
アライグマ	138	110	216

※有害鳥獣地区捕獲班による捕獲頭数

(5) 対象鳥獣の捕獲等の取組内容

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・イノシシ：水稲、野菜類の播種期から収穫期を中心に、被害状況に応じて通年、圃場周辺から里山部において、銃、箱わな及びくくり罠による捕獲を実施する。</li><li>・ニホンザル：収穫期（春～秋）を中心としつつ、GPS首輪等による行動把握に基づき、必要に応じて冬期も含め、銃及び箱わなによる捕獲を実施する。</li><li>・ニホンジカ：収穫期（春～秋）を中心に、侵入初期段階における定着防止を目的として、被害や目撃状況に応じて通年、銃及びくくり罠による捕獲を実施する。</li><li>・中型動物・アライグマ：繁殖及び活動活発期（春～秋）を中心とした、中型動物用箱わなによる捕獲。</li><li>・ヌートリア：出穂期及び冬期を中心とした、中型動物用箱わなによる捕獲。</li><li>・カラス類、キジバト：銃による捕獲（時期は不特定）。</li><li>・カワウ、サギ類：アユの産卵期を中心とした銃による捕獲。</li></ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ライフル銃による捕獲は、特に大型獣（クマ、イノシシ等）や危険性の高い個体に対して有効な手段である。</p> <p>迅速かつ安全に捕獲を行うため、法令に則った適正な運用が求められ、必要に応じて専門的な訓練を受けた猟師による対応を実施する。</p> <p>また、緊急時に備えたライフル銃の管理体制の強化や、周辺住民への安全確保措置を講じることが重要である。</p>

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

市独自及び国の補助金制度を活用した侵入防止柵の普及を促進する。

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵・防護柵 L=10,000m 場所：市内全域	電気柵・防護柵 L=10,000m 場所：市内全域	電気柵・防護柵 L=10,000m 場所：市内全域

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8年度 ～ R10年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ 中型動物 アライグマ ヌートリア 鳥類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一体となって、有害鳥獣対策を行う体制づくりを目指し、侵入防止柵（電気柵・防護柵など）の有効的な設置や管理などが実施出来るよう、要望に応じて研修会を実施する。</li> <li>・野生動物の追払いに関し、動物追払い用煙火資格者の育成と支援を行う。</li> </ul>

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R8年度 ～ R10年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ 中型動物 アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘因物除去（放置果樹、農作物の残渣など）や緩衝帯の整備など、地域ぐるみでの「農作物被害にあいにくい環境づくり」を目指し、地域の特色や出没する野生生物の種類に応じた研修会を実施する。</li> <li>・山際や集落周辺など広域的な確認が必要な区</li> </ul>

ヌートリア	域については、ドローン等を活用した上空からの環境確認や出没状況の把握を検討し、誘因物の存在や緩衝帯の整備状況の把握に活用する。これにより、侵入防止柵の設置や捕獲対策と連動した、効果的な被害防止施策の実施につなげる。 ・センサーカメラ等の ICT 機器を活用し、被害発生箇所や出没状況を把握することで、地域ごとの課題に応じた対策の検討及び研修内容の充実を図る。
鳥類	テグス等の設置による飛来防止。

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
島根県西部農林水産振興センター益田事務所	有害鳥獣の情報提供・助言
益田警察署	住民の安全確保
各地区有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲活動の実施・情報提供
益田市	住民へ周知・安全確保、関係機関への連絡

※上記関係機関により対処方法を協議・決定する。

### (2) 緊急時の連絡体制

住民 → 益田警察署 → 益田市役所 → 関係機関（島根県西部農林水産振興センター益田事務所・各地区有害鳥獣捕獲班）

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(イノシシ・ニホンジカなど)

環境に配慮し、埋設及び焼却処分を基本とする。ただし、地域の有効な資源として有効活用の推進を図る。

(中型動物・アライグマ・ヌートリア)

炭酸ガスを用いた安楽死処分を適正に行い、その後埋設及び焼却処分とする。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) ジビエ利活用について

現在、捕獲した野生鳥獣肉（ジビエ）については捕獲者の自家利用が中心となっているが、今後、食肉処理の手法、加工処理施設の必要性や運営方法、販売、消費及び流通といった各段階に渡る調査研究を実施し、地域資源としての有効活用を推進する。

しかしながら、令和4年度の市内全域にわたる豚熱感染区域の設定により食肉利用が制限されるようになったため、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」を遵守した利活用を目指す。

また、「野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドライン」の市内食肉業者への普及、豚熱感染対策として「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」による消毒等の防疫措置の周知及びHACCPや国産ジビエ認証制度等の食肉利用に関しての情報収集及び発信を行う。

豚熱感染確認区域において食肉としての利用が制限される状況を踏まえ、ペットフード等、食用以外の用途への利活用についても検討を行う。

具体的には、適切な加熱処理等を前提としたペットフード原料としての活用や、捕獲個体の有効活用に向けた加工方法、流通形態等について調査研究を行い、廃棄量の削減及び捕獲の有効性向上を図る。

ジビエ利活用を推進するに当たっては、既存施設の活用状況を踏まえつつ、将来的な需要や豚熱感染状況の変化等に応じて、食肉処理・加工施設の増築や機能強化、新たな施設整備の可能性について検討を行う。

検討に当たっては、施設整備に係るコスト、運営体制、広域連携の可能性等を考慮し、持続可能な運営形態を模索する。

## (2) 捕獲個体のジビエ利活用に向けた目標数値

〔イノシシ〕

目標頭数：200頭

(※豚熱感染区域の設定により食肉利用に制限があるため、利活用頭数の減少が見込まれる。)

〔ニホンジカ〕

目標頭数：10頭

〔アナグマ〕

目標頭数：10頭

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	益田市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
益田市	事務局・実施隊
益田市有害鳥獣捕獲班連絡協議会	専門的見地からの助言及び有害・数の調整捕獲の実施
島根県農業共済組合	農作物被害状況調査
島根県農業協同組合 西いわみ地区本部	農作物被害状況調査
高津川森林組合	森林資源被害状況調査
高津川漁業協同組合	水産資源被害状況調査

島根県鳥獣保護管理員	被害状況調査
株式会社タケダPDC（タケダ猪精肉店）	ジビエ利活用
合同会社くいしんぼ	ジビエ利活用
合同会社本山農産	ジビエ利活用

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県西部農林水産振興センター 益田事務所	被害防止対策技術指導
島根県中山間地域研究センター	被害防止対策技術指導

(3) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣の被害対策には、有害捕獲班員や農業者等の直接的な被害者だけでなく、地域住民の協力が不可欠であるので、協議会のメンバーを中心に、有害鳥獣の生態や効果的な対策手段等の情報発信を継続的かつ積極的に行う。このことが、被害防止施策において必要不可欠なものとして認識する。

また、平成29年度より有害鳥獣対策専門員（会計年度任用職員）を配置しており、防除活動を行うとともに、継続して講習会の実施及び地域住民への指導等を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し、必要な事項

本計画の対象鳥獣以外の野生動物により被害が発生した場合、この防止計画に準じ、速やかに捕獲や被害防止対策等を講ずることとする。